

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A会社に雇用され、一等航海士として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日船舶の塗装が剥げた箇所を補修するため、ペイント缶を保管している倉庫において、20kgから30kgのペイント缶を取り出そうと、右手薬指と小指でペイント缶の取っ手を持ったところ小指を負傷した。

請求人は、同日B整形外科病院に受診し「右小指マレット指」と診断され、同月〇日にはC病院に受診し「右小指伸筋腱皮下断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人の本件傷病により残存する障害は、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、右小指遠位指節間関節は、伸展不能で $-40^\circ$  の位置で屈曲位にあり、更に $60^\circ$ まで屈曲が可能であることから、その可動域は $20^\circ$ と判断される。一方、健側の左小指遠位指節間関節の可動域は $60^\circ$ であり、健患側比は33%となることから、運動機能障害に係る障害等級（健側の可動域の10%程度以下に制限されているもの）には該当しない。

右小指近位指節間関節の可動域は、伸展 $-20^\circ$ から屈曲 $80^\circ$ で、 $60^\circ$ となり、健側の $1/2$ 以下に制限されているとは認められず、右小指の可動域制限は障害等級には該当しないと判断する。

また、神経症状については、疼痛が常時あるものとは認められないことから（乙5）、障害等級に達する程度のものとは認められない。

以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級に該当する障害とは認められないと判断する。

#### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。